



佐賀県公報

平成15年
12月8日
(月曜日)
第12391号

(昭和三十九年四月二十二日制定、昭和三十九年六月二十七日改正、平成十一年四月二十二日改正、平成十三年四月二十二日改正、平成十四年四月二十二日改正)

目次

公 告

○大規模小売店舗の姿更に係る意見

(短 工 誌) 一
(〃 〃) 一

○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、鹿島市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成15年12月8日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングセンターモリナガC
鹿島市大字高津原字四本松5026番 外
- 2 届出の内容
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 3 意見の概要
(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要
ア 市町村名
鹿島市
イ 法第4条「指針」に係る意見
意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要
意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成15年12月8日から

平成16年1月7日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、三日月町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成15年12月8日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングセンターイバニーズ
小城郡三日月町大字久米1295番地2
- 2 届出の内容
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 3 意見の概要
(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要
ア 市町村名
三日月町
イ 法第4条「指針」に係る意見
意見なし

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成15年12月8日から

平成16年1月7日まで

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十五年十二月八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行所 印刷所 発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)